**特別支援教育就学奨励費に関する事務の概要**

**「特別支援教育就学奨励費」とは**

特別支援教育就学奨励費は、障がいのある幼児、児童又は生徒の特別支援学校等への就学の特殊事情にかんがみ、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」（昭和29年12月22日法律第120号）に基づき、特別支援学校等へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校等への就学のため必要な経費の一部を支弁するものです。また支弁する費用の1/2は国の負担金又は補助金によってまかなわれています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特別支援教育就学奨励費 | 国の経費区分 | 個人番号取扱事務の規定 | 住基ネット利用の規定 |
| 負担金 | 番号法（※１） | 住基法（※２） |
| 補助金 | 利活用条例（※３） | 住基条例（※４） |

（※１）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（※２）住民基本台帳法

（※３）大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

（※４）大阪府住民基本台帳法施行条例

**住民基本台帳ネットワークシステムが必要となった経緯・契機**

これまで本事務の実施では、保護者等から提出される課税証明書を基に、保護者等の負担能力に応じて、経費の一部を支弁してきました。平成31年度より当該事務に係る情報連携（※５）が開始されることに伴い、個人番号の利用に同意した保護者等については、申請書に個人番号の記載が必要となる一方で、課税証明書の提出が省略されることとなりました。

具体的には、本事務では引き続き課税証明書に基づいた保護者等の負担能力を把握する必要があるため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して真正性を確認した個人番号を基に、情報提供ネットワークシステムを利用して、世帯の課税情報を照会する必要が生じています。同時に、他機関へ経費の支弁情報を提供するため、中間サーバへの副本登録（※６）も必要となります。

（※５）情報連携とは

　　　　　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）に基づき、専用のネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）を用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報をやり取りすること。

（※６）中間サーバへの副本登録

　　　　　中間サーバとは、既存業務システムと情報提供ネットワークシステムとの間の情報授受の仲介の役割を担うサーバであり、ソフトウェアを総務省が開発し、ハードウェアを各地方公共団体において整備することとなっている。副本登録とは、既存業務システムにある個人情報を符号とセットで登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて、異なる行政機関へ提供できるようにするためのものである。

**住民基本台帳ネットワークシステムが必要になるとき**

＜情報照会に使用する個人番号の真正性確認＞

　　情報提供ネットワークシステムを利用して、保護者等をはじめとするその世帯全員の課税情報を照会するために、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して保護者等から提出された個人番号の真正性を確認する必要があります。

**住民基本台帳ネットワークの活用（案）**

|  |
| --- |
| 住基利用予定件数個人番号の真正性確認：年間約7,500件（初年度約28,500件） |
| 現　　在 | 情報連携後 |
| 支援教育課支援学校保護者等①・基本情報・課税証明書の提出③支弁決定書類の送付所得情報等の確認⇒支弁決定②・基本情報・課税証明書の送付 ③・個人番号データ　　・４情報の照会②・基本情報・個人番号の送付①・基本情報・個人番号の提出④支弁決定書類の送付基本情報：申請書記載の申請者名、住所等の個人情報４情報　：個人番号照会に必要な、氏名、生年月日、住所、性別のいずれか個人番号データ：申請書記載の個人番号をデータとして一覧化したもの符号　　：住民票コードから生成される記号。情報保有機関ごとに異なり、個人番号に変わって、データを紐づけるために利用される。 | 情報提供ネットワークシステム⑦符号の送信中間サーバ⑥符号の送信（⑫支給情報の送信）⑧税情報の取得統合宛名システム今回諮問範囲住基ネット④結果確認支援教育課⑨支弁決定書類の送付支援学校⑩支弁決定書類の送付保護者等・真正性確認（・個人番号照会）所得情報等の確認⇒支弁決定⑤個人番号データの送信（⑪支給情報の送信） |
| ◎運用効果　・保護者の負担軽減（課税証明書の省略）　　　　　　・正確な副本登録　　　　　　・誤った課税情報の取得リスク軽減　　　　　　・事務執行の効率化 |